

# 令和7年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和 7年10月29日

資料No. 1 特定(産業別)最低賃金専門部会報告書(写) ..... P 1

資料No. 2 滋賀県最低賃金・特定(産業別)最低賃金改正状況 ..... P 9  
(令和3年度～令和7年度)

(写)

令和 7 年 10 月 21 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 木下康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、  
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 佐野洋史

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、  
炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定に  
関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
佐野 洋史	相澤 三千代	有森 淳三
堀田 直美	旭 光輝	池田 健
松田 有加	濱崎 浩	中村 淳

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維  
製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) ガラス・同製品製造業
- (2) セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。）
- (3) 衛生陶器製造業
- (4) 炭素・黒鉛製品製造業
- (5) 炭素繊維製造業
- (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,099円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

(写)

令和 7 年 10 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 木下 康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会  
部会長 木下 康代

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
伊藤 慧	榎並 典朗	池田 健
片山 聰	庄野 英夫	川口 剛史
木下 康代	西川 伸吾	水野 透

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。）
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,114円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 7 年 10 月 24 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 木下康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、  
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・  
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金専門部会  
部会長 松田有加

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、  
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された  
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デ  
バイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に  
ついて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
伊藤 慧	大江 彰宏	池田 健
堀田 直美	齋藤 慎司	小西 哲也
松田 有加	平塚 雄二	田中 秀康

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業  
(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)
- (2) 光学機械器具・レンズ製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (4) 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 情報通信機械器具製造業
- (6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務
  - ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 7 年 10 月 16 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 木下 康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金  
専門部会  
部会長 片山 聰

### 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山 聰	鈴木 敏和	池田 賢也
木下 康代	谷口 一幹	池田 健
宗野 隆俊	松井 大介	三浦 浩明

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車・同附属品製造業
- (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務
  - ハ 手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,115円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

滋賀県最低賃金・特定（産業別）最低賃金改正状況（令和3年度～令和7年度）

年 度	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度								
	発効日		地質 産別		R3.10.1		R4.10.6		発効日		地質 産別		R5.10.1		発効日		地質 産別		R6.10.1		発効日		地質 産別		
	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	影響率 (%)																					
最低賃金件名																									
滋賀県最低賃金	896	28	3.23	15.80	●	927	31	3.46	18.73	●	967	40	4.31	21.94	●	1,017	50	5.17	23.81	●	1,080	63	6.19	26.98	▲
新繊維工業																									
業種・土石製品製造業	942	18	1.95	5.69	○	967	25	2.65	3.91	○	1,000	33	3.41	6.60	○	1,046	46	4.60	6.47	○	1,099	53	5.07	8.12	
一般機械器具製造業	953	20	2.14	8.13	○	978	25	2.62	6.41	○	1,013	35	3.58	9.33	○	1,060	47	4.64	7.16	○	1,114	54	5.09	10.36	
精密機械器具・電気機械器具製造業	939	22	2.40	13.07	○	965	26	2.77	17.73	○	1,003	38	3.94	15.44	○	1,050	47	4.69	17.43	▲	1,105	55	5.24	18.64	
自動車・同附屬品製造業	957	21	2.24	14.54	○	981	24	2.51	19.45	○	1,016	35	3.57	23.33	○	1,062	46	4.53	20.65	○	1,115	53	4.99	17.35	
各種商品小売業																									

※令和7年度の特定(産業別)最低賃金額  
は、専門部会報告の金額

○ 全会一致 ● 使側反対 ▲ 労側反対 ○ 使側一部反対 ● 使側一部反対 ▲ 労側一部反対